

7月12日面談 事業者気づき・質問事項

原子力事業者等	事業者気づき	事業者質問	備考
東北電力		<ul style="list-style-type: none"> ■提出した3Sの影響評価結果の修正はどのようにすればよいか。 ■設置変更許可補正申請段階で、詳細設計や工事内容が決まっておらず、影響評価が変更になる可能性がある。 ■詳細設計や工事の過程で影響評価が変更になる可能性がある。 ■3Sの影響評価結果について、事業者への問い合わせはどのようなルートで問い合わせが来るのか確認したい。 ■核セキュリティ、保障措置部門から事業者の関係箇所へ直接、または審査部門を介してのどちらか。 	
北陸電力		3S調和に係る実務上の懸案や質問事項等に関し、規制庁殿へ問い合わせる場合、総括的な窓口はどの部署となるのか。	
四国電力		3S評価結果を原子力規制庁殿に提出した際のHP公開有無 原子力安全関連申請時のセキュリティ、保障措置の評価結果 セキュリティ関連申請時の原子力安全、保障措置の評価結果	
九州電力		・7月7日に電事法に基づく保安規程の届出を予定しているが、実用炉審査部門殿より3S影響評価書の提出を求められたため、提出予定である。 原子力規制部殿と放射線防護グループ殿の連名文書(令和5年4月)の「2.(1)」には保安規程は含まれていないが、今後も3S影響評価の対象という認識でよいか。	
日本原子力発電		全般 備考欄について、影響の有無にかかわらず記載すべきなのか確認したい。 保障措置への影響 新設の建物は建設に着手し、建物の形になった時点でその年の報告対象となるが、許認可申請の時点で事前に確認するという趣旨か確認したい。	
電源開発	大間は建設段階にあり、影響の無いように進めていくことが重要と考えているため、適宜相談しながら進めさせていただきたい。		
日本原燃	3Sインターフェースに係る取り組みについては、核セキュリティ・保障措置が特に重要な施設を運用する事業者であるにも関わらず、3Sの連携が脆弱であるためにトラブルを発生させていることの反省に立ち、社として業務全体の3S連携改善に取り組んでいくことが必要と認識しており、当社から気づきとして申し上げることはない。まずは、自らの問題点を明確にし、改善を図ることしっかりと取り組んでいく。		
JAEA	申請時に事業者としての3Sの確認結果を資料として提出しているが、資料提出後に規制庁殿より問い合わせを受けているので、資料についてはよりよく改善していきたいと考える。		
GNF	安全に係る申請(設工認申請)にあたり、申請施設の改造工事に係る影響について社内3S担当で事前に確認する場を設けた。結果として建物の工事中に核物質防護措置に関する運用に変更が生じることが確認でき、必要に応じた代替措置や核物質防護規定の変更により対応が必要な事が明らかとなった。また、建物の工事に係る工事業者への発注仕様の中で、作業環境に係る仕様についても一部変更すべき内容が明らかになるなど、相互に影響すべき点が事前に整理された。工事計画、工事管理の際に気づき対応できることもあるが事前に協議しておくことの重要性を感じたので、今後は申請前の事前協議を必要なプロセスとして取り入れることを検討している。		
京都大学	6月より現地規制事務局に配属されたPP担当検査官に対し、事業所として現場ウォークダウン等の説明を行なっているところ、検査官よりセーフティにも関連する気づきを頂戴している。日常的な規制巡視・検査を通じて3S調和に関するインプットを継続的に入手できることは事業者側のPPCAP活動においても有効であり、良好事例として報告したい。		
東京工業大学	(1)安全・セキュリティにおいて、非常の緊急連絡系統や体制において共通部分が多く、訓練などを通じて実効性を高く保っている (2)安全・保障措置において、核物質の帳簿管理を常に現場情報を反映できるような体制を作れているため、両者にとって齟齬のない情報管理ができています		